

はじめに

学校給食は、学校給食法に基づき実施されており、その目的については、「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの」、「児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」とされ、児童・生徒の健康増進のみならず、食に関する指導を効果的に進めるための教材としても活用されています。また、同法では、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」とされており、学校給食の実施はその義務教育諸学校設置者の任務と規定されています。

平成 30 年の文部科学省の調査では、全国の国公私立学校において学校給食を実施している学校数は全国で 30,092 校、実施率は 95.2%、小学校では 99.1%、中学校は 89.9%と高い割合で学校給食を実施していることがわかります。

また、成長期にある中学生が健康な心身を育むためには、栄養バランスに配慮した食事を摂ることが欠かせません。しかし、近年では、共働き世帯の増加や保護者の就労形態の多様化などの社会環境の変化とともに、食生活を取り巻く環境も大きく変化し、朝食の欠食や不規則な食生活、偏った栄養摂取などによって、過度の体重増加や痩身、生活習慣病などが多様な年代で見られるなど、食生活・食習慣の乱れが大きな問題となっています。

本市では、子どもたちの生きる力を育むため、「確かな学力」の向上を図るとともに、安心・安全で快適に学べる環境の整備を進めています。また、子どもたち一人ひとりの健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むとともに、人権を尊重した「いのち」と「こころ」を大切にする教育を推進しています。さらに、子どもたちや保護者一人ひとりの多様な教育的ニーズを把握し、それぞれに合った適切な支援や援助について平塚市教育大綱により示しています。

このような教育の基本方針を踏まえ、中学生にとって望ましい中学校昼食を実現するためには、昼食における課題のみならず、家庭及び市民生活における課題や教育現場における課題、さらには行政における課題などを多面的に捉え、本市にふさわしく、より良い中学校昼食のあり方を導き出すことが重要だと考え、検討を行ってきました。

一方、小学校給食は、分校を除く小学校 28 校中 21 校の給食を賄っている東部学校給食共同調理場（以下「東部調理場」という。）と北部学校給食共同調理場（以下「北部調理場」という。）については、耐震性能不足や著しい老朽化、現在の学校給食衛生管理基準を満たした施設となっていないなど安全・安心な給食提供に関して課題を抱えています。このことから、中学校完全給食の実現とともに、この 2 場の統合・移転の取組と合わせて、経費面や早期実施を考慮した効率的・効果的な手法で行うこととし、令和元年 7 月に「平塚市立中学校給食の基本方針」を定めたところです。

以上を踏まえ、本市における中学校及び小学校の学校給食のあり方について様々な視点や角度から検討を行い、持続可能で効率的な給食運営の実現や、中長期的な視点に立った具体的な取組の方向性を示す「平塚市学校給食基本構想・基本計画」（以下「基本構想・基本計画」という。）を、ここに策定するものです。

1 基本構想・基本計画について

(1) 位置付けと体系

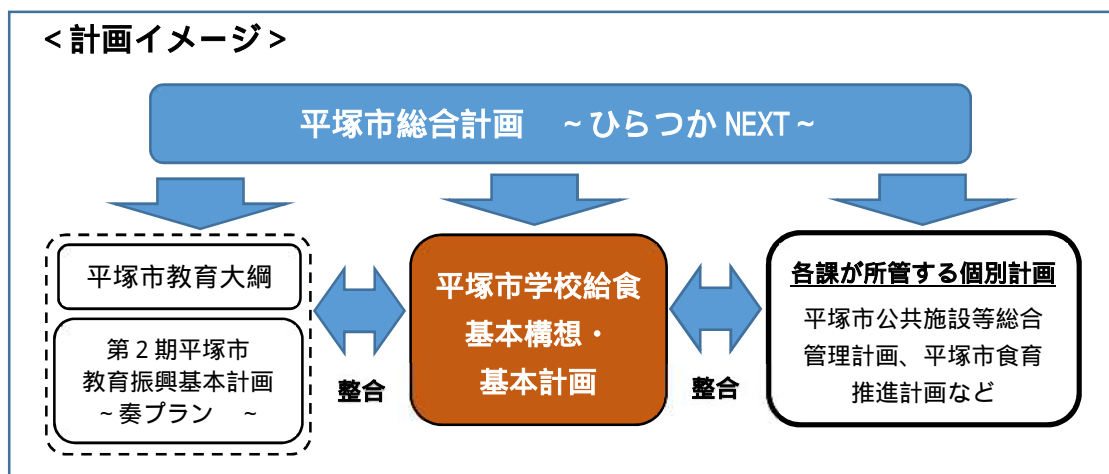
本基本構想・基本計画は、学校給食法や食育基本法、学校給食実施基準など、学校給食に係る法令や基準をはじめ、上位計画である「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～」、「平塚市教育大綱」、「第2期平塚市教育振興基本計画～奏プラン～」等との整合を図ります。

また、「平塚市公共施設等総合管理計画」の考え方なども踏まえ、持続可能な給食運営及び安全・安心な学校給食の実施に向けた基本的な考え方や取組等についてまとめるものです。

中学校完全給食等の実現に当たっては、学校現場での給食指導や安全管理などの運用面のほか、厳しい財政状況の中で、中学校施設整備や安定的な運営のために必要となる経費の確保など、十分な準備や調整が必要となりますが、安全・安心に配慮しつつ、栄養バランスのとれた給食を安定して提供できるよう、この基本構想・基本計画に沿って取組を進めていきます。

なお、本基本構想・基本計画は、上位計画である平塚市総合計画等に則して策定することから、SDGs に掲げられた目標への貢献を目指すものとします。

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標（17の目標、169の個別目標で構成）です。「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～改訂基本計画（2020～2023年度）」の中の重点施策の個別施策-(3)「子どもの健やかな成長を支援する」では、SDGsの目標との関連に、目標1「貧困をなくそう」、目標2「飢餓をゼロに」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標10「人や国の不平等をなくそう」を掲げています。この主な取組として、「中学校完全給食の早期実現に向けた取組の推進」が位置付けられています。



(2) 進行管理

本基本構想・基本計画は、将来的な給食運営に関する取組方針と、その取組方針を進める上で必要となる新たな共同調理場の整備に関する計画から成り立っています。

このうち、将来的な給食運営に関する取組方針については、今後の学校給食を安定的に提供し続ける上で必要な事項をまとめたものです。そのため、本基本構想・基本計画の前提となる学校給食法をはじめとした関係法令の改正や、社会情勢、教育環境の変化などにより見直しが必要となった場合には、適宜この取組方針を見直します。

なお、本基本構想・基本計画に基づく具体的な取組については、平塚市総合計画及び平塚市教育振興基本計画の実施計画事業として位置付け、その中で、社会情勢の変化や課題・成果等を踏まえた事業の見直しを行います。